

Fs-Cupに出場できる人

- :日本国普通自動車免許証を保有またはそれ相応の許可証を保有している
- :サーキット走行をF車両で走行経験があり、**走行のルールを理解している**
- :F車両での**ジェントルハトルドライブ**を理解・行動することができる
- :レース主催者、Cup事務局の開催ポリシーを理解している
- :レーシングスーツ・シューズ・手袋・フェイスマスクは耐火素材・FIA公認の物を持っている
- :ヘルメットは自動車レース用フルフェイスでかつFIA公認、製造より10年以内の物を持っている
- :安全配慮としてHANS使用を強く事務局・運営者は推奨、これを理解している
- :健康状態は良好で血圧が普段H135・L95以内である

★こんな人が出場できます。

Fs-Cupに出場できる車

サーキットにおけるFクラスでオープン車両であれば下記該当車両は出場できます。

- 1:RS(レーシングスポーツカー)クラス
スーパー7(7系に類する車両 EX:パーキン7)/カドウエル(それに類する車両)
ザウルス(大・Jr)/ロータス23B(レプリカもOK)/Dare G12・G4(オープンのみ)
ラディカル/T-REX/その他
- 2:LF(レジェンドフォーミュラー)クラス
概ね1983までに国内外において生産されたモノポストレース車両
フォーミュラーフォード/F2・3/フォーミュラJr/FJ-1300/FL
その他:このクラス出場者が認める車
- 3:FJクラス
1980年から日本国内で生産されたFJ1600/フォーミュラケイ/その他事務局が認めた車
- 4:F(フォーミュラー)クラス
LFクラス年式以降に生産されたF3以下のモノポストレース車両
FJ/フォーミュラトヨタ/隼/F4/ミラージュ/F3//スーパーFJ フォーミュラールノー/その他

車両規定

全クラス共通

- ロールゲージ :転倒時ドライバーヘルメットが地面に絶対触れない構造・形である事
★ヘルメットとロールバー先端が**10センチ以上**離れていることが望ましい
:肉厚25ミリ以上で30パイ以上の引き抜き鋼管
:固定は公認レース同様の事

ドライバーズシートベルト

- :製造より10年未満、FIA公認の物
- :**5点以上**
- :HANS装着者は専用ベルト使用の事
- :ベルト固定は安全を考慮された方法に限る

RSクラス

ボディー関連

ノーマル形状が望ましい

★空力付加パーツは安全に配慮され、車両構造材に固定されている事

エンジン

自由

足回り

安全が確保され、構造上強度も確保されていれば変更可

ブレーキ

変更可

ガソリンタンク

ノーマルタンク可／安全タンクを強く推奨

ホイール

自由

タイヤ

サーキット走行用Sタイヤ／サイズ自由★製造記述より2年以内を強く推奨

★雨天時一般ラジアル・ソフトコンパウンドタイヤ使用を強く推奨

*スリックは不可

消火器

2kg以上を備える事を強く推奨

LFクラス

ボディー関連

ノーマル形状／車輛外寸の変更不可

★変更及び付加関連は、当時認定されていた物・形状であれば可

エンジン

ノーマル仕様

★エンジンブロック／ヘッドは同排気量・同形式の物であれば換装が可

足回り

ノーマルからの型式変更は不可

ブレーキ

ノーマルと同等品への変更可

ガソリンタンク

ノーマル可／同形状への変更可／安全タンクを強く推奨

ホイール

ノーマルサイズ／同材質であれば変更可

タイヤ

レジェンドフォーミュラに相応しい物であれば可

★ノーマル当時の装着されていた仕様のタイヤは可

*スリックタイヤは現行F4(JAF戦)のタイヤは可:現行F3のものは認めません。

★雨天時のみO21等の雨天用タイヤ使用可

★製造記述より2年以内を強く推奨

消火器

2kgまたは当時のサイズの物を安全な場所に固定

★作動時エンジン・運転席に放出できることが望ましい

FJ・Fクラス

ボディー関連

ノーマル形状が望ましい／車輛外寸法の変更は不可

エンジン

ノーマル仕様／同排気量・同仕様のエンジンへの換装が可

★吸入制限車両は制限パーツ:リストルクターを外すことは不可

足回り

ノーマルからの型式及び構造変更は不可、パーツ・素材変更が可

ブレーキ

変更自由

ガソリンタンク

ノーマル可／同形状変更可／安全タンクを強く推奨

ホイール

ノーマルサイズ／材質自由

タイヤ

ノーマルサイズのスリックタイヤ／メーカー:自由

★雨天時スリックタイヤでの走行不可★製造記述より2年以内を強く推奨

消火器

2kg以上

作動時エンジン・運転席に放出出来る事

注:シーケンシャルミッションの車両は認められません。

注:ノーマルとはその車の製造段階での事を言います。

注:車輛レギュレーションは、その車輛が新車デリバリー当時のレギュレーションに基本準拠することとし、部品の供給不可などの不可抗力による変更は特認とし、事前の事務局による審査を必要とする。